

5 利用区画と用途内容

学校跡地の活用にあたって、地域の避難所・防災拠点の機能および地域コミュニティ機能を有することが前提となっていることから、施設を活用・運営する事業者の利用区画と用途をあらかじめ定めておく必要がある。

よって、本計画において、生野南小学校の活用用途を以下のとおり定めている。

5-1 平常時の用途

該当スペース	用途内容
校舎 (屋上を含む。ただし、図工教室、備蓄倉庫は除く)	事業者提案による活用可能スペース
その他の敷地(外構部分等)	
講堂	事業者提案による活用可能スペース ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「学校体育施設開放事業※1」の活動場所としての活用を条件
講室内倉庫(講堂1階部分)	本市「学校体育施設開放事業」の活動備品の保管場所としての活用を条件
多目的室(校舎1階部分)	事業者提案による活用可能スペース ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「生涯学習ルーム事業※2」の活動場所としての活用を条件 ・本市「児童の安全確保と居場所づくり事業※3」の活動場所としての活用を条件
図工教室(校舎1階部分)	地域活動備品の保管場所及び本市「学校体育施設開放事業」の活動備品の保管場所としての活用を条件
備蓄倉庫(校舎2階部分)	災害時の備蓄物資の保管等のスペース
グラウンド(遊具等含む)	事業者提案による活用可能スペース ただし、災害時の緊急避難スペースのため増築等は不可 ・地域コミュニティスペースとしての活用を条件 ・本市「学校体育施設開放事業※1」の活動場所としての活用を条件
体育倉庫(グラウンド内)	地域活動備品の保管場所としての活用を条件

- ※1 小・中学校の体育施設を地域に開放することにより、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供している。
- ※2 小学校の教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動や交流の場を提供している。
- ※3 新しい再編先の学校における本市「児童いきいき放課後事業」利用児童を保護者等が迎える場を兼ねた運営を想定している。

5-2 災害時に避難所として活用するスペース

該当スペース	避難所として活用するための条件
講堂	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所として活用するスペースについては、災害時に即時開放できるように、平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置可能とします。 ・校舎から開放する 11 教室以上の教室については、理科室等の特別教室ではなく、通常の広さの教室（普通教室）とします。
校舎のうち 11 教室以上 （教室の指定はなし）	
グラウンド	
多目的室（校舎 1 階部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害対策本部として使用
備蓄倉庫（校舎 2 階部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄物資の保管等のスペース

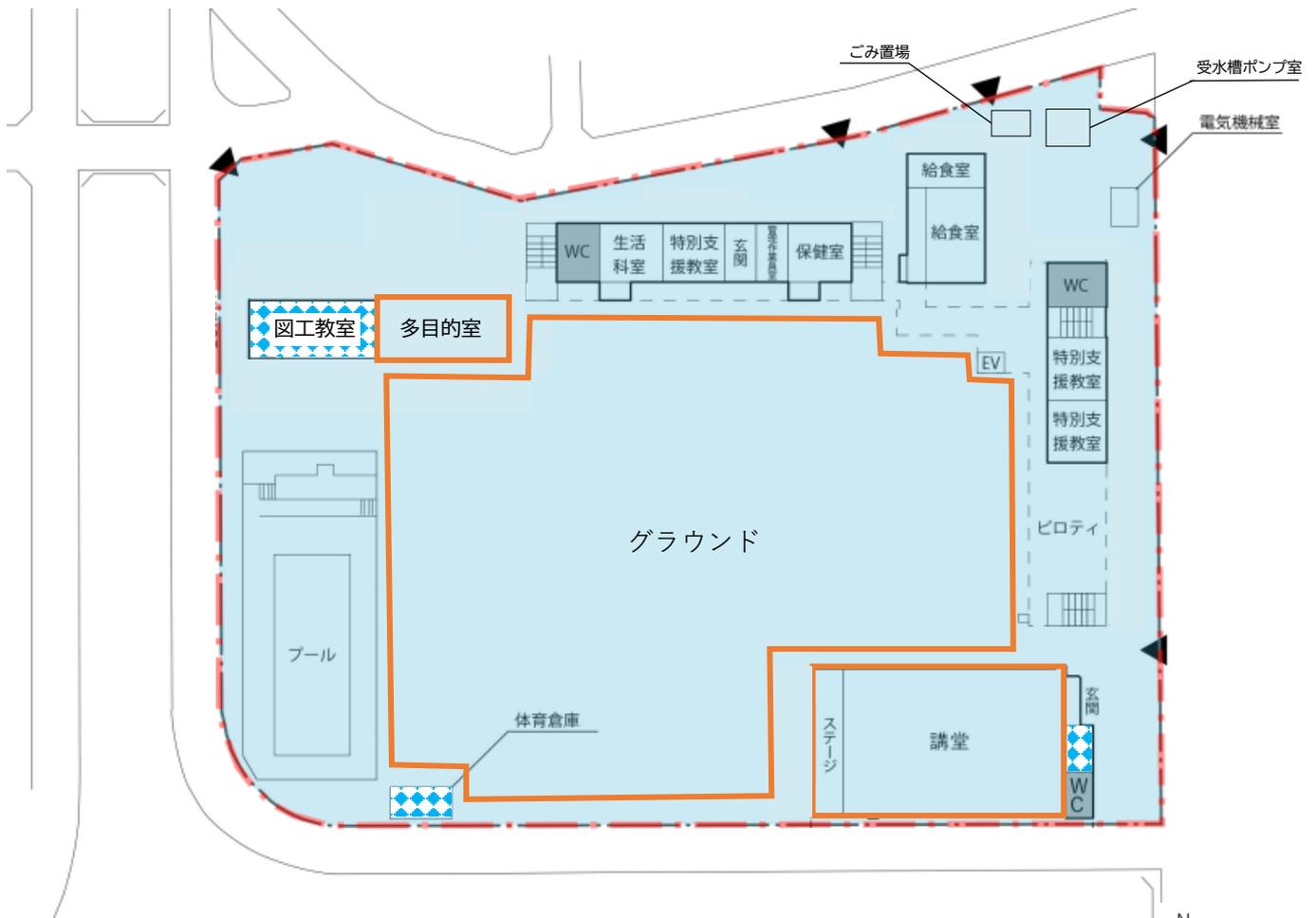
- ※ グラウンドを除いて、活用内容に応じた改修・改装等は可能（施設の構造に重大な影響を与えるものは不可。詳しくは本市を含む関係部署と要協議）とする。
- ※ 契約終了時には本市との協議により、事業者負担のもと原状復帰のうえ返還するものとする。また、記念碑や樹木については、地域・本市と協議のうえ取り扱うものとする。

生野南小学校_現況参考図

※平成30年度公立学校施設等の総括表より作図
(記載の数値は、参考値となります)

図：利用区画を示した平面図

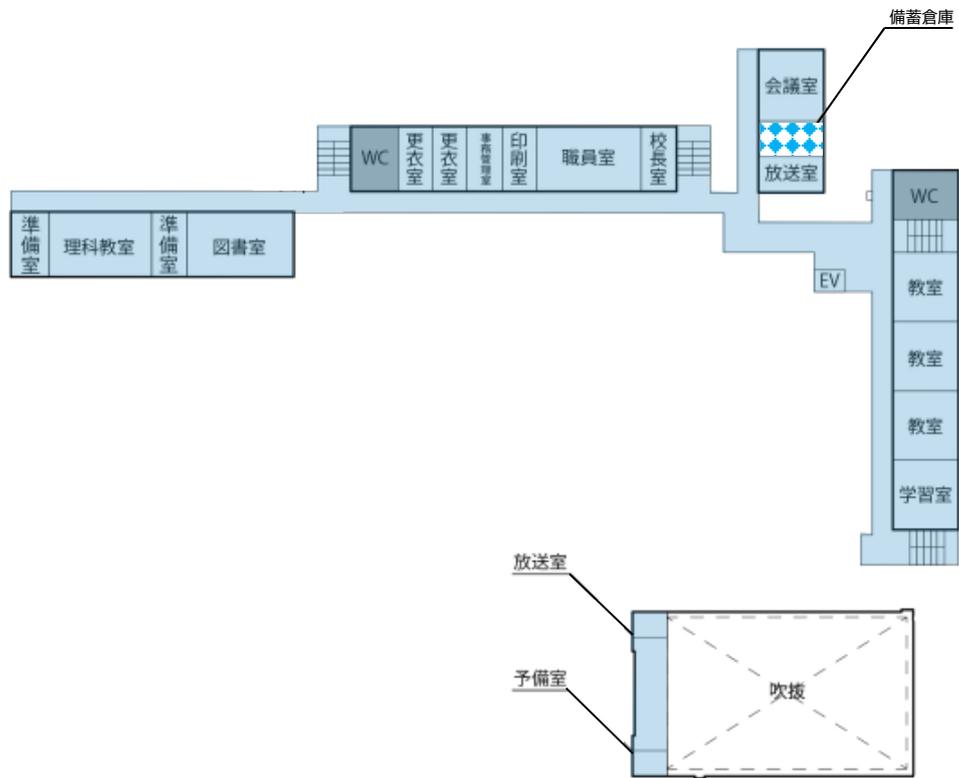
1階



- 活用可能スペース
- 用途指定スペース
- 条件指定スペース
- 出入口

図：利用区画を示した平面図

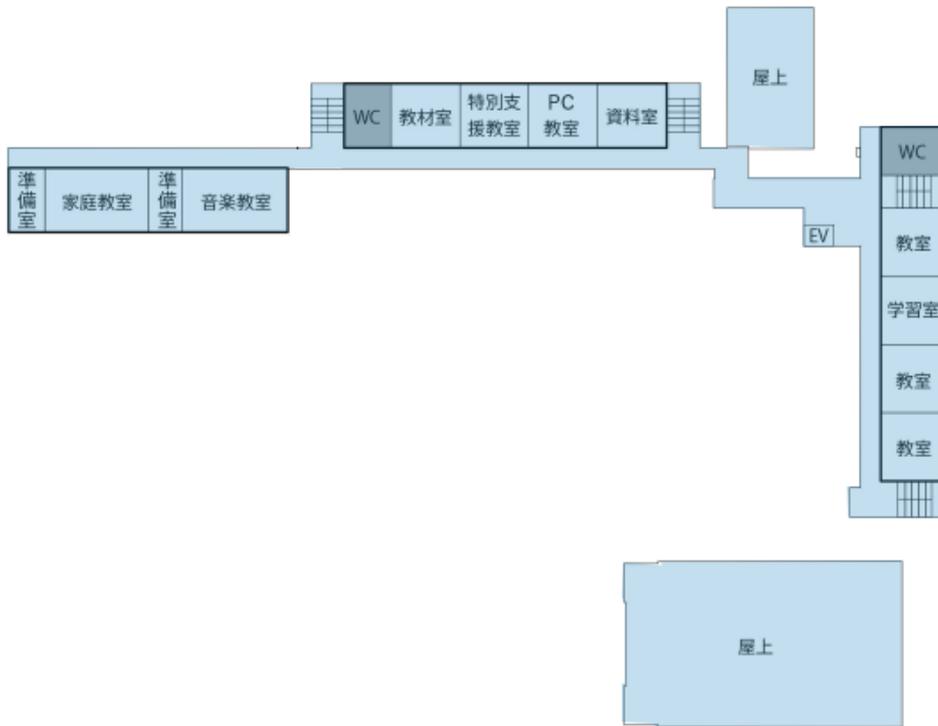
2階



- 活用可能スペース
- 用途指定スペース

図：利用区画を示した平面図

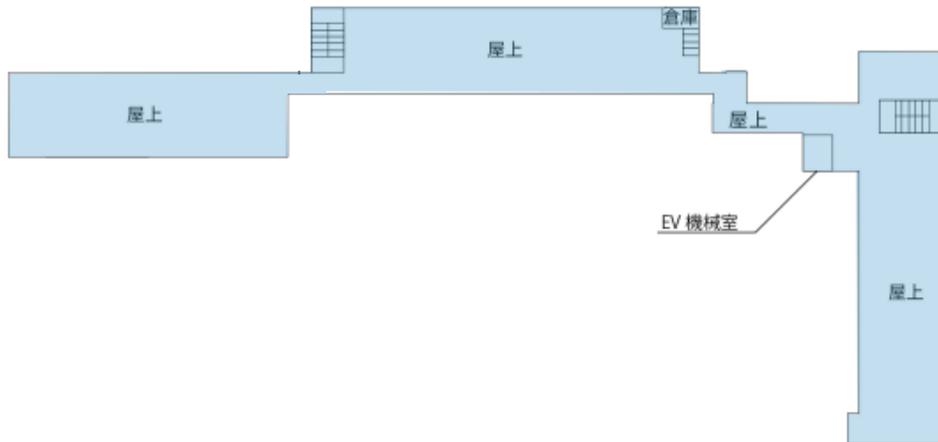
3階



■ 活用可能スペース

図：利用区画を示した平面図

屋上



活用可能スペース